

「十勝川河川敷運動施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
十勝川河川敷運動施設	十勝川右岸の一部

2 指定管理者

帯広市東 10 条南 6 丁目 5 番地 1

株式会社 成井

代表取締役 成井 勝美

3 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで